

通俗帝國憲法釋義

031704-000-4

特47-363

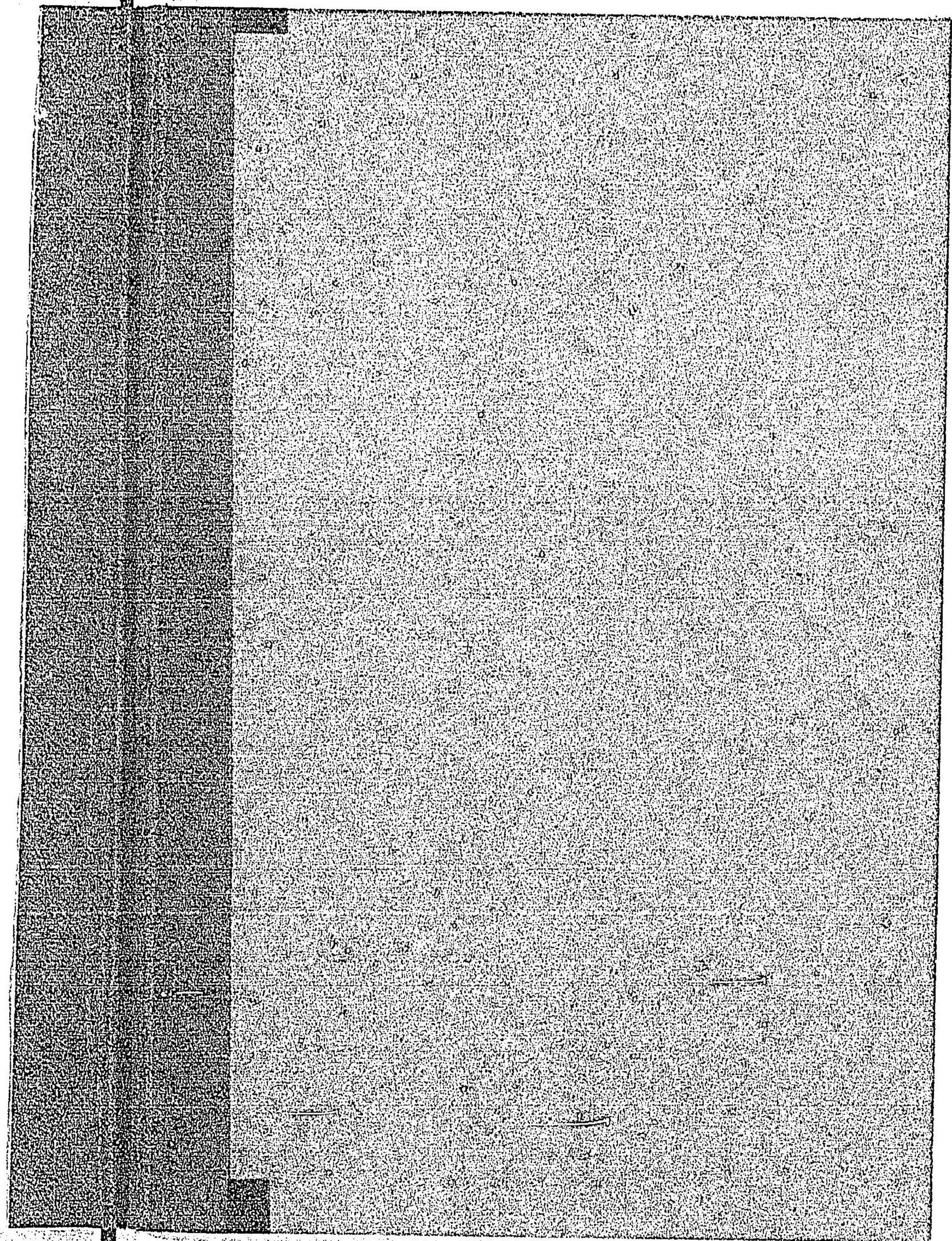
通俗帝國憲法釋義

生地 寅之助/編

M22

BBE-0331

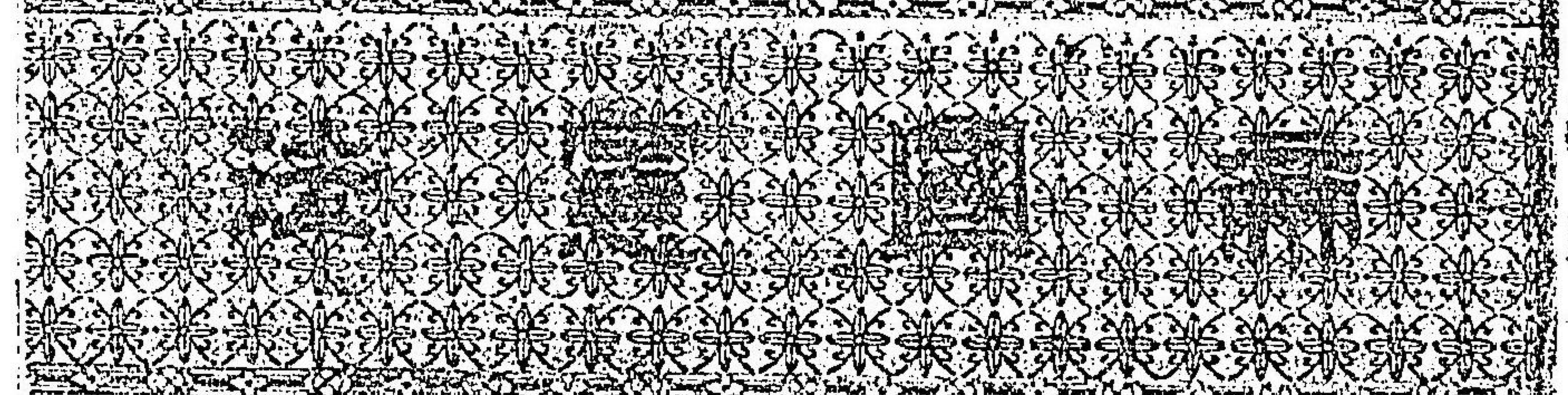




EX 841

97
2
06

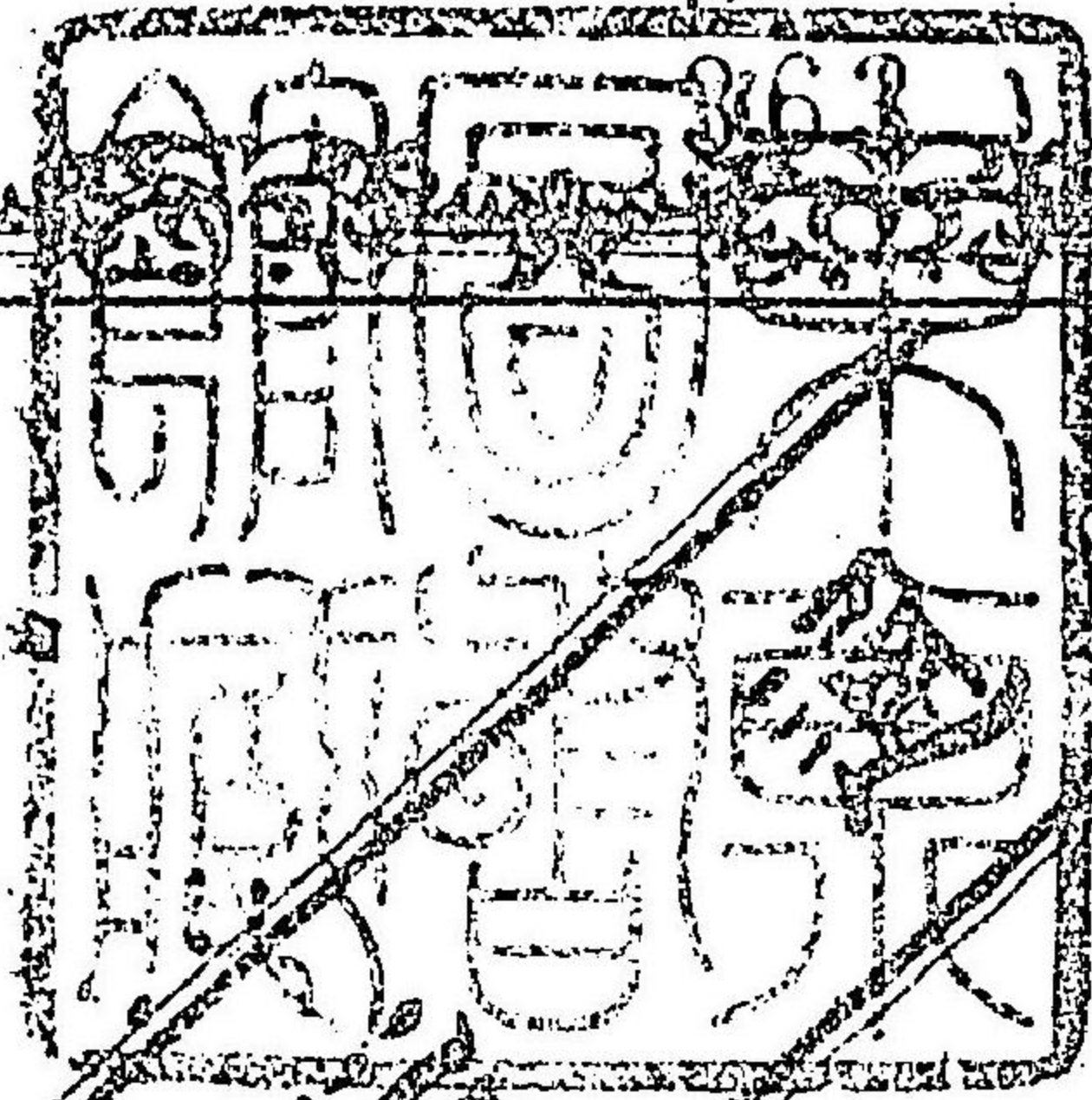
信題



義釋

全

特 47 : No 15416



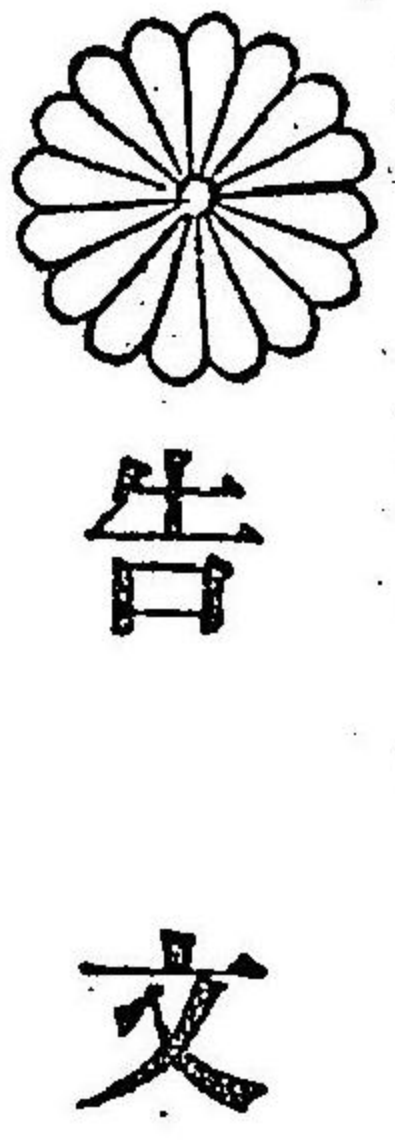
法 憲 國 帶

義 釋

全



通俗帝國憲法釋義



告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循
ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スル
コト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨
ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内

ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ胎シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラズ而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

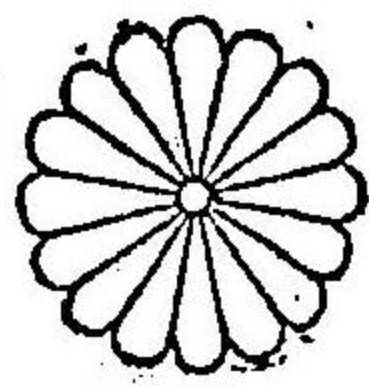
皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行ノ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミタマヘ



憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ

對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス
 惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民ノ祖先ノ協力輔翼ニ
 倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ
 神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國
 ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シ
 タルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子
 孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ從順シ
 相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚
 シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同ク
 シ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

憲法とは政体を確定し治者と被治者との關係を定むる所の大法典に
 して國家の基礎之に因て愈々確定し臣民の權利義務は之に因て明定
 するなり故に文明國は皆な憲法を制定し上下共に之を遵奉し敢て違
 背するとあし而て憲法に國約憲法、欽定憲法の二有り國約憲法とは全
 國民の合議を定むる所ろにして欽定憲法とは國家の元首之を定め國
 民をして之を遵奉せしむるものなり我國憲法は敎聖文武なる 天皇
 陛下が我國民に下附し賜し所ろにして所謂欽定憲法あり此法典は最
 も重要な法律にして此法律に因て我國民の利害禍福の定まるとあ
 りは此法典を解釋せんとするには最も謹嚴に最も注意して法意の存
 する所ろを伺ひ我
 天皇陛下が欽定し賜し所の聖慮を誤る勿らんとを務めざる可からず
 因て余は今此憲法を釋くも當て務て單明に務て通俗を旨とせんとす

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈愛シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持センコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十四日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳

フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ
 將來若此ノ憲法ノ或ル條規ヲ改定スルノ必要ナル時宜
 チ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ
 之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ

(八)

之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試
ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ敢テ之カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ
責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ及ノ憲法ニ對シ
永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

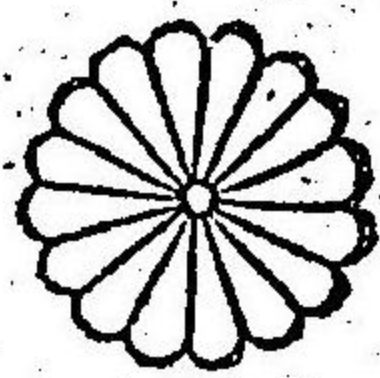
御名御璽

明治二十二年二月十一日

外務大臣	伯爵 大隈重信
樞密院議長	伯爵 伊藤博文
內閣總理大臣	伯爵 黑田清隆

(九)

海軍大臣	伯爵 西鄉從道
農商務大臣	伯爵 井上馨
司法大臣	伯爵 山田顯義
大藏大臣兼內務大臣	伯爵 松方正義
陸軍大臣	伯爵 大山巖
文部大臣	子爵 森有禮
遞信大臣	子爵 榎本武揚



大日本帝國憲法

第一章 天皇

本章は 天皇陛下が我國を統治し賜ふに付て國民より向て約し賜ふ所の條項即ち 天皇陛下の大權を明定したる章なり而て本章に 天皇と有るは 今上天皇のみを稱し奉るに非ずして 今上天皇は勿論以後我が豊葦原の國を御す所の世々代々の 天皇陛下をも包含し居るあり故に本章に 天皇と有るは我日本帝國の元首の意あり

第一條 大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す

我日本帝國は今より二千五百四十九年以前に神武天皇日向の國より東征し山賊を平け大和柏原の宮に於て即位し我大日本帝國の國礎を定め賜ひしより我 今上天皇に至るまで百二十有餘代

皇統一系連綿として今日に至れり此の如く萬世一系皇統無窮あるは世界萬國未だ嘗て有せざる所にして最も我國の名譽にして萬國より向て誇示す可きの點なり故に此大憲法に於ても之を第一條に記載し以後萬世一系の皇統にて我帝國を統御し賜ふことを明言し賜へるあり

第二條 皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す

本條は皇位を繼承し賜ふに付ての原則を定めたるものにして其詳細の點は皇室典範(皇室典範とは本憲法と共に制定し賜ひし所の法の典にして皇室の内規とも云ふ可きものあり)に規定しあるあり而て皇男子孫云々とい 今上天皇の皇子より皇孫即ち 今上天皇の皇子の皇子と段々に御位を繼かせ賜ふあり而て又本條より因るときは皇男子孫之を繼承すと有り故に以後皇女は帝位を

繼かせ賜ふことなきか如も我國尸史を按るるも皇女にして帝位に即かせ賜ひしとなき處非も然れども是れ二三帝も過ぎず且つ皇子の繼承し賜ふ御方なく已を得ざるに出たるものにして皇男を以て繼承とし賜ふは正則なるか如し是れ本條に於て皇男子孫もて繼承するものと定め賜ひし所以なり

第三條 天皇は神聖よして侵すべからず

天皇陛下は至尊至貴なるものあり故に政治上の責任は内閣諸大臣其責を負ひ決て 天皇陛下も及そを得ず加之ならず政治外を行爲に付ても 天皇陛下は決して其責に任し賜はざれば我臣民たるものは直接に 陛下に向て啄を容る可きものも非らざるのみならず且つ我臣民たるものは至尊至貴なる 天皇陛下を誠意を以て奉戴し決して侵觸す可からざるものなり

第四條 天皇は國の元首にして統治權を總攬し此の憲法の條規に依り之を行ふ

天皇陛下は國の主宰者即ち主人にして我帝國の最高の大權力を掌握し賜へり故に總て立法行政司法とも皆も陛下か此憲法の規定に従ひ之を總攬させ賜ふなり

第五條 天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ

夫れ國もは必ず三種の權力有り立法權行政權司法權と云ふ而て此内立法權とは法律を制定する所の權力もして最も國民も利害休戚を感じるの大ある者あれば西洋諸國に在りても或は下院のみ此權力の有る國有り或は國王と上下院と共同して此權力を有する國有り英米の如きは國會のみ立法權有り伊普の如きは國王と國會とよ於て共有せり然るに我帝國の立法權も 天皇

陛下に於て之を有せらる併し乍ら必ず帝國議會の協賛を要するものとせられたり即ち貴族院と衆議院との協議賛成を受けざる可からず故に帝國議會に於て協賛せざるときは法律たるの效力有らざるものなれば我國民も立法に參與するの權力と分與せられたるものあり

第六條 天皇は法律を裁可し其公布及執行を命ず

本條も亦た 天皇陛下の特權を規定せられたる者なり凡て法律は國會に於て可決したるのみよて眞の法律たるの效力なし必ず 天皇陛下の裁可を受くるを要す而て 陛下に於て法律を裁可したるときは内閣大臣に命じ之を公布し執行せしめる者あり而て帝國臣民に遵奉の義務は内閣大臣連署の上よて公布を待て初て發生する者にして裁可しては臣民に遵奉の義務を生ぜざる

あり

第七條 天皇は帝國議會を召集し其の開會閉會停會及衆議院の解散を命ず

勅命を發して議會を召集し開會閉會を命じ又た或る場合に於てわ議會を停止し及び議會の解散(集議院に限る)を命令するの權は 天皇陛下の特有せらる、所あり而て議會召集の勅諭わ開會の期日より四十日前よ於て發せらる、者よして議會の停止は政府の都合に因り何時よても之を爲すを得るものあり然れども必ず十五日以内に於て停會の命を解かざる可からず又議院の解散を命じたる場合は五箇月内に再ひ新議員を召集せざる可からざるものなり

第八條 天皇は公共の安全を保持し又は其災厄を避くる爲緊急の必

要より帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發す此の勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すべし若し議會に於て承諾せざるときは政府は將來に向て其の効力を失ふことを公布すべし

若し國民公共の安寧を保持せんが爲め或は國民の災厄を避けしめんが爲め新法律の制定を必要とする場合よ於て議會開場中あれば直に議會の公議に附し其協賛を求め可きも若し閉會の際し更し議會を召集するの暇なく至急と要する場合に於ては勅令を發して一時の急を應じ得るの權は 天皇陛下之を有せらるゝなり而て此勅令は一時法律同様の効力を有する者なり然れども其勅令は法律に代る可き者あるも固より法律の効力を全有せるもの非ず故し議會次期の開會よ及ては必ず其勅令を議會に提出

して其議に付し若し議會に於て其勅令を不可とし將來に保存するを諾せざるときは政府に於ては(即ち内閣大臣よ於て)其勅令の以後無効あるとを公布せざる可からざるなり

第九條 天皇は法律を執行する爲に又し公共の安寧秩序を保持し及び臣民の幸福を増進する爲に必要ある命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得ず

天皇陛下は右に述べたる手續に因て制定したる法律を執行する爲め又し其他公共の安寧を維持し國家の秩序を保ち國民の幸福を進むる爲めに必要ありと認めたる場合よ於ては自ら命令を發せられ又は内閣より其命令を發せしむるの權を有せらるる併し乍ら其命令を法律を執行するに必要なる爲め又し秩序安寧を維持し幸福を増進せんとするが爲めは發する所のものなれ

は決して其命令の爲め法律を變更せざるを得させ賜はるるなり
第十條 天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め及び文武官を
任免す但し此の憲法又は他法律の特例を掲げたるものは各々其條
項に依る

前既述たるが如く公權を分て立法行政司法の三權とす而て
天皇陛下は國家の元首にして此等の三權を總攬せらるゝとされ
行政各部の官制を定むる勿論其俸給を定め文武官を任命す
るは固より 天皇陛下の特權に屬する者とす然れども此憲法又
は他の法律に於て特例を設け別に官制を定め又は任命の法を定
めたるるときわ凡て法律は尊嚴なる者として 天皇陛下と雖も自
由に變更するを得ざるものなれば法律の特例を設けあるときは
其法律に從はせ賜ふ可きものとす

第十一條 天皇は陸海軍を統御す

我國古來より凡て軍兵に元帥たるものは 天皇自ら其任に當ら
せ賜ふを常とせり本條も亦た之を明定せられたるものにして
天皇陛下は陸海軍の元帥として自ら之を統御し賜ふものあり

第十二條 天皇は陸海軍の編製及常備兵額を定む

天皇陛下は大元帥として陸海軍を統御し賜ふのみならず陸海軍
を編制し又は其兵員を増減するといふ又た陛下の特權に屬するも
のとせられたるなり

第十三條 天皇は戰を宣し和を講じ及諸般の條約を締結す

天皇陛下は國家の元首として最高權を有し我帝國を代表せらる
るとされは外國との戰論を開く場合に於てわ内外國に向て開戰
を宣告し又は既開戰の場合にわ和議を講じ又は通商其他凡て

の條約を我帝國の名義を以て締結するの特權は是れ又 天皇陛下の有せらるゝ所なり

第十四條 天皇は戒嚴を宣告す

戒嚴の要件及効力は法律を以て之を定む

戒嚴令とは外寇内亂等の憂ある場合に於て邊境の警備を爲し守衛の準備を爲さんが爲め發する所の命令にして是れ又 天皇陛下の特權なり然れども戒嚴令の要件及び効力の如きわ豫め法律を以て之を定め置き 天皇陛下は本令の宣告を必要とする場合に於て宣告せらるゝのみにして 天皇陛下の御意のみにて戒嚴令を發布せらるゝと云ふにわ非ざるあり

第十五條 天皇は爵位勳章及其の他の榮典を授與す

爵とは公侯伯子男の尊爵として華族と與へらるゝ所のもの位とは正從一位より同七位及び正九位に至るまでを云ひ勳章とは大勳位其他勳一等より勳八等に至るまでを云ふものにして其他の榮典とは褒賞記章等の類にして其人の榮譽となる所のものわ凡て 天皇陛下より之を下賜せらる即ち之を賜與するは是れ又 陛下の特權ありとす

第十六條 天皇は大赦特赦減刑及復權を命す

榮典を授與するの權の 陛下に屬すると共に此等の恩典を賜與する所の權も亦た共に 陛下に屬する者とせり大赦とは犯人の罪跡は全く之を消滅せしめるを云ふものにして特赦とは特に其人の刑を赦免するものを云ふ減刑とは只單に其刑の幾分を減刑するものにして復權とい重罪の刑に處せられ國民たるの權を奪はれたる者に其權を回復せしむるの恩典あり右の内大赦は國會

に属する國有れども特赦以下は凡て國王に属するものとせるが如し我國は右等ハ凡て國王の特權に属するものとせられたり

第十七條 攝政を置くは皇室典範の定むる所に依る

攝政は天皇の名よて大權を行ふ
攝政とは主上の未だ幼冲よし獨立して大政を執らせ賜ふへからざる場合よ於て主上を補佐し奉る所の大臣にして之を選擇の方
法即ち攝政は如何ある人を以て之に任す可きものなるや如何なる場合に攝政を必要とせるやよ至ては別に本法典よ於て定めず別に皇室典範の定むる所よ從ふ可きものあるとを定められたるあり

又攝政は天皇の名よて大權を行ふとは國家の最上權也 天皇陛下一人よ在り攝政は天皇を輔佐する者にして天皇を代理とるものに非ず若し攝政其人の名義を以て政權を行ふときは國家の最上權は國家の元首一人よ属するよ非ずして二人よ属するか如きの有様とあるよ至る可し故よ設令攝政之を行ふよ於ても必ず國家の元首即ち天皇の名義を以て大權を行ふ可きものと定められたるなり

第二章 臣民權利義務

前よ述たるか如く憲法は治者即ち政府と被治者即ち人民との關係を定むるの法典よして第一章よ於てわ 天皇陛下の特權を記載せられたれば第二章に於て臣民たる者即ち日本帝國人民の帝國元首たる 天皇陛下よ對して負ふ所の義務及び日本人民か有する所の權利とを明定せられたるの章よして我國民にわ尤も重大なる關係有る法章あり故に我帝國臣民たる者ハ充分注意

して本章の法意を探求せざる可からず
第十八條 日本臣民たるの要件は法律の定むる所を依る

此點に付てわ未だ我國にわ明文なければ如何なるものは日本國人として如何あるものは外國人なりや判明ならず黄色黒髪の人種ありとて必ず日本人と限らず又碧眼白色の人種ありとて必ず歐米人に限りたるに非ず故に此所ろに於て日本臣民と有るは日本國と云ふ此國家を形作る所々の邦人にして人種の如何に付て日本人と云ふ譯にわ非らず又た日本帝國の邦土内を住するものは必ず日本臣民として外國に在る者は皆な帝國臣民に非ずと云ふ譯にもあらず然らば如何ある者は日本帝國臣民あるや又た如何なる場合又は日本臣民たるの分限を失ふものあるや外國人として日本臣民たるとするには如何にぞ可きやの點は他の法律を以て之を定め本憲法又は明記せられざるを規定せられたるなり

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ均しく文武官に任せられ及其他の公務に就くことを得

本條は日本臣民は皆を平等に文武官に任せられ得可きを定めたるものとして在來の如く人民に人為上の階級を作り華族に非らざるものは公卿大臣に任せらるゝを得ず武家士族に非ざるものは武官たるを得ざるか如きとなきあり故に日本臣民たる分限を有するものとして規定の資格あるものは何人の論なく皆を文武官に任せられ其他の公務假令國會議員府縣參事會員市町村會議員等に選舉せらるゝの權を有するなり又法律命令に因て定むる所ろの資格とは凡て文官武官の別なく官吏たるものは各々其技

藝を以て政府の需用に供するものとして外國語に熟練の者は通譯官とあり法律學者は裁判官とあり經濟學者は財務官とある如し故に裁判官とならんとするには必ず法律に達せざる可からず財務官とあらんとするよりは必ず經濟學者ならざるを得ず經濟學法律學を知らざるものを以て財務官裁判官とするも政府が行政司法の用を便する能はず故に法律命令に於て裁判官たるには斯く其の學識經驗なからざる可からず財務官となり陸海軍將校とあるにわ是々の經歷なかる可からずと定められ其法律に定めたる資格あれば何人の論なく新平民にても平民にても士族華族も皆同一官吏となり公務に任するの權あるあり

第二十條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ兵役の義務を有す

國民の壯丁にして兵役に服し可きの義務は西洋各國と雖とも皆然らざるのみ一特に我帝國の如きわ國民皆な兵にして天皇之か元帥たるの先皇よりの遺制なり故に日本國民たる者は法律に定めたる年齢に至れば必ず兵役に出つ可きものと定められしあり而て此に法律の云々と有るは所謂徵兵令を云ふものありと知る可し

第二十一條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ納税の義務を有す

本條を詳述せんとするより必ず國家成立の原理より説明せざる可からず然れども斯くの如きとは他日譲り只本條の明文に付て講述す可し日本臣民として日本國に本籍の存する限りは必ず日本政府に對し納税す可きは臣民たるもの、欠く可からざるものなり何となれば我々臣民たる者は安らかみ眠り無事な談話を營み財産の所有權の安全にして身體の自由なる是れ皆も上に政

府ありて之か保護を爲すに因るものあれば臣民たるものも必ず
應分の租税を納め之か費用を供へざる可からざるあり然れども
此納税義務は決して無限のものに非ざる必ず日本臣民の代議士か衆
議院に於て議決し 天皇陛下の裁可を得たる所の法律を以て
納税の多寡を定たるものにして從來の如く政府の自由に税率を
増減し新税源を作爲す可きに非らざるあり

第二十二條 日本臣民は法律の範圍内よ於て居住及び移轉の自由を
有る

我帝國臣民たるものは我帝國邦土内に於て如何なる場所よ於
て居住を定め如何なる場所よ於て移轉住居するも全く國民の自
由よ任せられたり然れども法律に於て人民の住居するを許さ
る場所あり故よ此法律の制限以外よ出て居住するは許さるるあり

り

又日本臣民は獨り我内地のみならず我か帝國と條約國に移住し
我帝國の保護を受くるとをも得へし

第二十三條 日本臣民は法律よ依るよ非ずして逮捕監禁審問處罰を
受くることなし

本條は身体自由の大則を規定したるものにして苟も法律に於て
規定したる場合の外如何ある場合に於ても帝國臣民は決して逮
捕監禁審問處罰等を受くるとあし故に不法の逮捕監禁等を爲さ
んとするもの有るときは身体自衛權を以て之を拒むを得るなり
此原則は西洋各國よ在りても尤も尊重する處ろよして英國の如
きは若し不法の逮捕監禁等を受けたる場合よ於てわ政府に向て
數十萬圓の損害金を請求したる事實は英國憲法史中に於て往々

見る所ろあり

第二十四條 日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるゝことなし

帝國臣民は何人よても帝國裁判官の裁判を受くるの權利を有するものにして此國民の權利は如何ある場合に於ても決して剝奪せらるゝものに非らざるとを定めたるなり夫れ人々か享有せる所の權利は法律の保護に因て初て安全あるを得るものあり若し此法律の保護を受くる能はざるときは人間一日も社會に相存する能はざる可し而て法律の保護は司法官あるものありて犯法者を糾治一人の權利を侵害するものあれば之を罰して良人の害を除き無辜を以て訴へらるゝものあれば其信偽を判定して各人の權利を保全するに因て各人の權利も全を得て人民を保護する所の

法律も亦た初めて其效有るなり然るに裁判官の裁判を受くるの權利なきときは取も直さず法律の保護を受くる能はざるものあり法律の保護なければ人民は一日も社會に生存する能はざるものあり國家は人民の安寧を保持し天賦幸福を全ふせんか爲めに組織したるものなり故も法律の保護を剝奪するは國家の本意も非す故も如何ある人々にも必ず裁判官の裁判を受くるの權利を有せしめ決して之を剝奪せざるあり

第二十五條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外其の許諾なくして住所も侵入せられ及搜索せらるゝことなし

本條ハ各人の住居は侵す可からざるものなることを定められたるなり故も如何ある場合に於ても其本人の許可なくして人の住居も侵入するを得ず故も若し其權利を侵害するものあるときは

其者も向て損害金を請求するを許可す然れども法律に於て規定し或る場合に於て或官吏の家宅も侵入し又は搜索の権利を與へたるときは國民は其法律の爲めには此住居不可侵權利を屈せざる可からざるあり何とあれば此等の場合は公益の爲め已むを得ざるとにして一己人の爲めも社會公益を害して私權の爲めも公權を曲ぐる可からざればあり而て法律も定めたる場合は刑法上豫審判事の處分に属する家宅搜索等の場合を云ふものありとす然れども此場合も於ても官吏は其法律に定めたる規則に因りて權限内も於て處分せざるへからず若し豫審判事法律も因り家宅を搜索する場合も雖も若し法律上に必要とする條件を具へず又は其權限を越へたるときは之を拒むの權あるものなり

第二十六條 日本臣民は法律も定めたる場合を除く外信書の秘密と

侵さるゝことなし

本條は又た前數條と同じく吾人臣民の權利を確定したるものにして秘密不可侵の原則を定めたるものあり故も嫌偽の存する場合と法律上も特に權利を有せる人の外は決して他人の信書を開封し及び披見するとを得ず

而て法律上信書披閱の權利を有するものとは陸海軍大臣にして戰時に於て必要と認めたる場合のみ信書開封の權を有す故も戰時も非らされば陸海軍大臣と雖も此權あらざるものとす且つ陸海軍大臣に於て信書及び電信を披閱したるときは直に遞信大臣に其旨を通知せざる可からざるものなり

第二十七條 日本臣民の其の所有權を侵さるゝことなし
公益の爲必要な處分は法律の定むる所も依る

公所有權とは臣民が所有する所の土地家屋其他一切の財産の所
 二有權あり此權利は臣民の最も貴重すべき所の權利にして若し
 も此所有權強固ならざる時は人々安心して生計を營む能はざる
 可し何とあれば如何に勤勞勉強して財産を蓄積するも他人の侵
 奪を受けて之を回復する能はさるときは何人も着實に勤勞する
 ものなく弱の肉を強の食となり國家の安寧は遂に維持する能は
 ざるに至る可し故に國家の秩序安寧を維持せんとする又は他人
 の所有權を強固ならしむるを尤も必要なりとす是れ本條に所有
 權は侵す可からざるものと規定せられたる所以なり
 夫れ所有權わ斯くの如く侵す可からざるものにして何人にて
 強て之を奪ふを得ざるものあり然れども國家公益の爲めにわ
 一步を讓らざる可からず是れ公益は私益の爲め屈す可からざるも

のなればありされと公益の爲めなればとて決して濫りに人の所
 有權を害す可きに非ず故に豫め法律を以て之を定め法律に従
 て其所有權を相當の代償を出して政府に於て買取らざる可から
 ず即ち此法律とは所謂公用土地買上規則の類を云ふものあり
 第二十八條 日本臣民の安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務を背か
 ざる限り於て信教の自由を有す

我國民今日信奉する所の宗教は神統佛教基督教の三あり尤も
 神統は付てわ宗教と稱す可きも非らずとの論あるも是等ハ別
 々關係なきを以て論せず此内にて佛教は殆んど我國の一大部分
 を占め且つ我國の國教たるの有様ありと雖も基督教は徳川氏
 嘗て之を禁せしより其後未だ公けに之を許可したるも亦只た
 黙許の狀なりしが今日にしてわ歐人の傳道尤も盛にして我臣民

の信奉するもの亦た日よ多し然るに本條に於ては我國民は宗教に付て自由を與へられたり故に基督教も爾今公許せられたるものと云ふへ一只基督教のみならず其他の宗教にても自由にと信奉するを得るなり只た安寧秩序を妨げず又は臣民の今日の義務に背かざると必要とするあり故に政府に於て治安に妨害ありと認むるとき禁止するとなきに非ざるなり

第二十九條 日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作集會及結社の自由を有す

言論出版集會結社等の自由は我臣民の最も希望せし所ろよして本條は即ち此事を規定したるなり本條は歐米各國の憲法の條文と大に其趣と異にして普魯西及白耳義は固より英米獨伊等の憲法は皆を言論出版等の自由を有し決して制限を設くるとを許さ

ずとせられたり然るに我憲法は法律の範圍内よ於て此等の自由を與へられたるなり故に幾分の制限は之を欠るゝとを許されたるなり而て此法律は即ち出版集會等の條例を指したるものあり

第三十條 日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所の規定よ從ひ請願を爲すことを得

日本國臣民は請願の權を有すとを規定せられたるなり然れども其請願を爲さんとするには相當の敬禮を欠く可からざるは勿論請願條例に因り其規程に従ひ之を爲さゝるへからず

第三十一條 本章よ掲けたる條規は戰時又は國家事變の場合よ於て天皇大權の施行を妨ぐるることなし

本章即ち第十八條より前條までよ掲けたる條規は固より嚴密に施行せらる可きものなるも戰時若しくは國事時變等の非常の場

欲が廢ておす天皇陛下の大權を以て臨機の際斷行はせざる計
は嘗て若し前數條に抵觸しなごある場合と雖決ては陸軍の大
天權を妨げるとあり陸下は前數條より拘らず大權の施行を爲し得
第三十三條のなりは

第三十三條 本章より掲げたる條規は陸海軍の法令又は紀律に抵觸せ
ざるもの限り軍人に準行す

本章即ち第十八條より以下本條に至るまでの法則は陸海軍の法
則又は紀律に觸れざる限りは本章より於て日本臣民の權利と定め
られし所の權力は陸海軍人にも均し此權力有るを以て

第三章 帝國議會

帝國議會とは世人が從來唱へ來りし所謂國會にして本章
に其帝國議會の成立及び其權力を規定したるものあり尙ほ國會

あるもの、如何あるものありは順次條次を逐て講述す可し

第三十三條 帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す

凡そ議會にわ一局議會二局議會の二在り一局議會とい國民一般
の代議士と一所に會し貴族平民の區別を爲さず之が議員たるも
のを云ふとよて二局議院とわ國の貴族及び財産家又は有勳者を
以て上院を組織し全國平民の代議士を召集して下院と爲し之を
二所各別に會議せしむるを云ふあり而て此二局議院と一局議院
との利害得失の如きわ學者間に於て今尙ほ決せざる程にして孰
れも一利一害を免れざるものなるか代議政体の本旨より云ふと
きは兎も角も實際上よりは一局議院よりは二局議院の勝れをも
の、如し何となれば今日西洋各國に於て學者社會にわ一局議院
論あるにも拘らず未だ一局議院の國あり悉く二局議院め制憲

ればなり之か爲めに我帝國に於ても二局議員の制を取り貴族院衆議院とせられたるなり帝國議會とわ此貴族院と衆議院との兩院を總稱したるの稱よして貴族院の組織は貴族院令(勅令第十一號)にて定められたり此令よ因るときわ帝國貴族院の議員たるものわ第一皇族第二公侯爵第三伯子男爵各々其同爵中より選舉せられたるもの第四わ國家よ勳勞あり又は學識有るものより特よ勅任せられたるもの第五各府縣よ於て土地或は工業商業よ付き多額の直接國税を納むる者の中より一人を互撰して勅任せられたるもの等わ貴族院の議員たるものあり故よ貴族院と雖とも決して貴族(即ち皇族貴族)のみにて組織すると云ふ譯にわあらざるなり又た衆議院の議員は國民の公撰に係る代議士を以て組織するものなり其選舉方法及ひ議員たるの資格の如きは之を選舉法

を以て定められたり

第三十四條 貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織す

本條は貴族院の組織よ付て規定せられたるものよして前條に於て既に講したるが如く皇族華族勅任の議員を以て組織す可きとを云ふなり此貴族院の組織は西洋各國に於ても大抵大同小異なるのみにして特に普魯西上院の議員は我貴族院の組織と異なるとなきか如し

第三十五條 衆議院は選舉法の定むる所に依り公撰せられたる議員を以て組織す

本條は衆議院の組織を定めたるものなり前よ述たる如く帝國衆議員は帝國一般人民(皇族華族等を除く)より公撰したる議員を以

て衆議院を組織するものなり而して其選舉人の資格及被選人の資格は衆議院選舉法第六條第八條に之を規定せられたり選舉法第六條に曰く選舉人の左の資格を備ふるを要す第一日本臣民の男子として年齢二十五歳以上の者第二選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其府縣内に於て本籍を定め住居し仍引續き住居する者第三選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者但所得稅を付てわ人名調製の期日より滿三年以上之を納め仍引續き納むる者よ限る之よ因れば我國衆議院の選舉を一般選舉に限らずして制限選舉なりと知るべし又た被選人たるもの日本臣民の男子として三十以上の者及び名簿調製の期日より滿一年以上其府縣に直接國稅十五圓以上を納むるものとす故に被選人は其地に於て住

居するを要せざるものあり

第三十六條 何人も同時は兩議院の議員たることを得ず

何人も同時は兩議院の議員たるを得ずとあり是れ固より當然の法制あり何とされば衆議院は人民の代議士にして貴族院は天皇陛下の諮詢に對ふる爲め召集せられたるものなり故に同時は兩院の議員たるときは其任務抵觸するとなきよ非らされはなり且つ右兩院は同時に開會し同時に閉場す可きものあれば實際同時に兩院の議員とあるときハ孰れか一方へ出席する能はざる可し本條は何人にてても有り然れども皇族華族は衆議員の選舉人被選人たる可からざるものあれば此等の人は同時に兩院の議員たるとはあらず故に本條の何人もとは右皇族は固より華族をも除きて云ふとよて勅任を以て貴族院議員たる場合を規定せられ

ものと知るべし

第三十七條 凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す

本條は第五條と同意として帝國の立法權は 天皇陛下の特有せらるゝ所あり故に立法權は 天皇陛下之を行はせらるゝと雖も法律は必ず上下兩院より下して其協賛を経るを必要とするなり若し兩院の内其一よりも其法律の協賛を諾せざる場合に於ては如何にせらる可きや無論再ひ之を内閣に返付して更に修正し又は議會より修正案を作りて之を政府に建議し又は議會より提出するものなる可し

第三十八條 兩議院は政府の提出する法律案を議決し及各法律案を提出することを得

本條は兩院の職務を定めたるものにして兩院の職務は政府より

差出す法律の議案を議決し又は議會より法律の草案を議會より提出して之を討議する等の權利を有す故に法律起草の權は獨り政府にのみ屬せずして帝國議會即ち貴族院衆議院共々各々此起草權を有するものなり法律起草權は是れ又重要な權利にして泰西諸國に於ても或は下院にのみ屬する國有り或は上下兩院に屬する國有り

第三十九條 兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中より於て再ひ建白することを得ず

政府又は兩議會より法律案を提出し其議案に對し貴族院又は衆議院の内一方より於て其議案を否決したるときは其會期中より於て再ひ同一の法律議案を貴族院又は衆議院ありへ差出し議題として之を議するを得ざるあり然れども次年の議會のときは前年

否決したる所の議案ありとて決して構ひなく再び提出して議事附するを得るあり是れ議會は活物にして月に日進歩しつゝ有るものあれば今年も於て不可とせし所なりとて次に至れば至極適當なる法律たるとなきに非らず今年不必要ありと定めし所の法律も又來年に至れば必要となるとなきも非らざれば斯くの如く規定せられたるものなり

第四十條 兩議院は法律又は其他の事件に付各々其の意見を政府に建議することを得但し其の採納を得ざるものは同會期中も於て再び建議することを得ず

帝國議會の兩議院は各々法律に付て又は其他の事柄も付ても其意見を政府に向て建議するを得るなり而して其意見とは貴族院あり又は衆議院なりの議員一人の意見も非らずして即ち貴族

院あり衆議院ありの議院全体一致しての意見なり此處に於て其意見云々と有る其の字は議員を指したるものにて議員一人も付て指したるに非ず議員一人の議員の資格を以て議會に向て建議するを得るも一議員が政府も建議するを得ず政府も建議する場合も於ては必ず議會決議の上からては相成らず

且つ一旦議會の決議も因て政府も建議するも政議も於て其議を採用せられるときは再び押て之を建議するを得ず其會期中は最早其議は用いられざるものなり併し前條と同しく次會の議會に際し再び前議を建議するは決して妨げなきものあり

第四十一條 帝國議會は毎年之を召集す

帝國議會は毎年一度必ず之を開く可きものとせられたるあり而して之は通常議會にして若し臨時も議會に諮問す可き事件の生

したるときは右一年一度の外尙臨時議會を開設せらるゝものあり
第四十二條 帝國議會は三箇月を以て會期とす、必要ある場合よ於て之を延長することあるべし

帝國議會開會の日數は三月を以て期限と定められたり故に三月内よ於て全議案を議了する能はざるときは如何すべきや此場合には無論勅命を以て延長と命せらるゝの外未だ議決に至らざるも其まゝとして閉會せざる可からざるあり然れども此の如き場合よは必ず勅命を以て延長を命ずる可きものあらん

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集せしむべし
臨時會の會期を定むるは勅命よ依る

前述の如く本條は臨時よ緊要ある事件の生じ議會の決議を必要とする場合よ於てい 天皇陛下は勅命を發して議會を召集し臨時會を開設せらる可きを規定したるなり而て其臨時會の日數は其時に議案の都合よ困り勅命を以て之を定めらるゝものとす
第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及停會は兩院同時よ之を行ふべし

衆議院解散を命せられたるときは貴族院は同時に停會せらるべし 貴族院及び衆議院の開會閉會及び會期の延長會期の延長とは議會の日延を云ふ又は議會等は兩院同時に之を行はるゝものよして衆議院のみ開會し貴族院開會せず又は衆議院閉會したるよ貴族院閉會せず或は貴族院にのみ會期を延長して衆議院に之か勅命なき等の事は之あく必ず總ての事同一にせらるゝものと定

められたるなり

又た衆議院の解散を命せられたる場合は貴族院のみ獨り開會するも其效なきものあれば衆議院解散したるときは貴族院は再び衆議院の開會に至るまで必ず停會せらる可きものなり衆議員の解散とは前にも述べたるが如く國家の秩序を維持し議事の公平を求めるか爲め必要ありと認たる場合よ於ては 天皇陛下は之を解散を命ずるの權を有せらる、なり而て貴族院解散の場合に付ては何の規定もあし是れ貴族院は解散す可きものよ非らされば是等の必要なきか爲めなり

第四十五條 衆議院解散を命せられたるときは勅命を以て新に撰舉せしめ解散の日より五箇月以内よ之を召集すべし

一旦衆議院の解散を命せられたる場合には必ず解散の當日より

五ヶ月以内に再び新議員を召集せざる可からず而て衆議院の議員よして一旦解散を命せられたるときは其議員は最早議員たるの資格のあらざるものなり故よ先づ勅命を以て新議員を撰舉せしめらるあり而て五ヶ月内に更に召集せらる、議員は此の新に撰舉したる所の議員と知る可し

第四十六條 兩議院は各々其の總議員三分の一以上出席するよ非ざれば議事を開き議決を爲すことを得ず

貴族院及び衆議院共各々其議員總數の三分の一以上出席したる日よ非らされば議事を取係ることを得ず故よ三分の一以内よて爲したる所の議決の勿論無効のものよす法律第三號を以て發せられたる撰舉法に因るときは全國よて衆議院議員の總數二百九十五人あれば其三分の一は九十八人よして議事を開くに九十九

九人以上あらざる可からざるあり貴族院の議員の數は勅任せられたる上あらては定まらず

第四十七條 兩議院の議事は過半數を以て決す可否同數あるときハ

議長の決する所ニ依る

兩議院の議事は其可否を議するハ過半數を以てするものとせり故ニ總議員二百九十五人の内甲説を可となすものは百六十人にして乙説を可と爲すもの百卅五人なるときは無論甲説を可とす可きあり然るに若し甲説を賛成するもの百四十七人にして乙説を可とするもの亦た百四十五人なるときは二百九十五人の内議長一人を除くを以て孰れも半數なり此の如き場合には議長の意見ニ因り若し議長ニ於て甲説を可とするときは甲説は百四十七人の内一人を加へ百四十八人となるを以て半數以上なり故ニ甲

に決するなり若し議長の乙説を可とする場合も同一あり

元來此過半數可決の法は條理ニ因て論するときは固より不公平なるを免れざるものあり何となれば多數の爲めに制せられ少數の論者は爲め自家の意見を曲げざる可からざればなり然れども是等は公會議法上已む可からざる所ろよして是非なきとなり此事に付ては尙ほ論す可きとあれども必要事件にあらざれば之を略す

第四十八條 兩議院の會議ハ公開す但し政府の要求又は其の院の決議に依り秘密會と爲すことを得

帝國議會は兩議院とも其會議を公開して公開の傍聽を許すものとせられたり是れ歐米各國も大抵同一轍なるが如し而て固より公開するとあれば容る可き文は公衆の傍聽を許す可きも人員も

制限あり決して無限に許すと云ふ譯には非らざるなり一人にて
も二人よても議員外の者即ち一般人民の入場したるときは最早
公開の名義に背かざる者なり然れども斯る議會の議事は固より
直接に人民の頭上より利害關係の有るとあれば可成丈は公衆の傍
聴を許すは當然の事ありとす

若し又其議事にして秘密を要す可き事件にして政府より請求有
りたるるとき又は議院に於て決議したるときは公衆の傍聴を禁し
秘密會議を開くとを得可きものあり

第四十九條 兩議院は各々天皇に上奏することを得

帝國議會の兩議院は各々其院の議決を以て 天皇陛下に對して上
奏することを得可きものと定められたるなり

第五十條 兩議院は臣民より呈出せる請願書を受くることを得

本法第三十條に於て規定せられたるか如く我帝國の臣民は法
律の制定を遵奉して敬禮を失はざる限りの請願するの權利を有
するものあり而て其臣民より差出せる所の請願を受理するは帝
國兩議院に在りとす

第五十一條 兩議院に此の憲法及議院法に掲ぐるもの、外内部の整
理に必要なる諸規則を定むることを得

本法及議院法は只だ其原則を規定したるに過ぎざるものにして
細則に至ては未だ規定せられず而て其細則は兩院共其議院に於
て決議の上にて決定するものと定められたるなり此内部の整理
に必要な諸規則とは假令は議場取締法とか又は委員會細則と
か云ふ類のものを云ふあり

第五十二條 兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及表決に付

院外に於て責を負ふことあり但し議院自ら其言論を演説刊行筆記
又は其の他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分
せらるへし

本條の最も緊要ある法文として議員は議院内の言論に付ては信
の言論自由の權を有するものとせられたるなり此權は議員もの
には尤も必要にして若し議員をして議院内即ち議場に於ての言
論に付て院外にて其責を負ふべきものと爲すときは愛國愛民の
論鋒も幾分か其鋭を屈げ盡す能はざる場合あればなり然れども
其議院内の言論を議員自ら院外に於て演説し又は刊行し或は其
他の方法にて公布したる場合に於ては其言論に付ての責任は其
議員自ら之を負はざる可からざるなり若し他人の其人の議院内
言論を刊行公布するも其議員の毫も其責なきものたるは勿論

あり

第五十三條 兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除く
外會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるることあり

帝國議會の議員は國家公衆の代議士なれば一己人の犯罪の爲め
に直に之を拘囚すべきものと非を故に議會開會中は只内亂又は
外患罪を以て被告と爲り又は現行犯罪を以て逮捕せらるるの外
は議院の許諾を歴すして逮捕するを許さざるなり

第五十四條 國務大臣及政府委員の何時たりとも各議院に出席し及
發言することを得

國務大臣とは内閣總理大臣より外務大臣内務大臣以下諸大臣を
云ふものにして此等の大臣又は政府より派出したる所の委員
は貴族院又は衆議院に出席して發言するの權利を有するものと

せり而て議員法に因るときは出席し發言するを得るも大臣又は委員が發言の爲め議員の演説を妨害するを得ざるあり故に議員の發言なき時於て發言せざる可からず且つ此等の諸大臣にして兩院の議員に非らざる限りは發言するのみにして議決の場合に其員數に加はるとを得ざるものあり

第四章 國務大臣及樞密顧問

本章は國務大臣及び樞密顧問官の職務及び権限を定めたるあり國務大臣とは前にも述べたるが如く總理大臣以下の諸大臣を稱するとして樞密顧問官とは即ち今に現在せる樞密院顧問官を云ふものなり

第五十五條 國務各大臣は天皇を輔弼し其の責を任す

凡て法律勅令其他國務に關る詔勅は國務大臣の副署を要す

國務各大臣即ち總理大臣以下の諸大臣は行政機械の運轉とも云ふものにして 天皇陛下行政の大權を輔弼して行政事務を統括する者なり而て其責に任すとは 天皇陛下は行政權並に其他の二大權を總括せらるるものあれども神聖にして侵す可からざるものなれば萬一政治上の失政あるども其責は 天皇陛下に於て決して關する所なく凡て内閣大臣に於て負擔す可きものあり而て内閣の更迭するは即ち此場合に在り

而て法律勅令其他國務に關る詔勅は國務大臣の副署を要する有り故に國家全体に關する勅令法律は全内閣大臣悉く連名副署す可く又た專務の事柄に付ての勅令又は法律に總理大臣及主任大臣の副署す可きものとせり又た此の委任の點に付て西洋諸國は一事件毎に内閣全体にて其責を負ふものあり又は其專任

大臣のみ責任を負ふとあり専任大臣一人よて責を負ふを分担責任と云ふ内閣全体よて責に任ずるを聯帶責任と云ふあり連帶責任内閣更迭の場合は全内閣悉く辭職し分担責任内閣ハ其専任大臣のみ更迭するとあり

第五十六條 樞密院顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議す

樞密院顧問官の職務は同官制にて定められたるか如く 天皇陛下の諮問を受け國の重大なる事件を審議討究する所にして専ら立法事務に關するものなりとす然れども敢て立法事務に限らず總て重大ある事件に付て陛下の諮問に奉對し陛下の顧問たる可きものあり

第五章 司法

本章は司法權の獨立を確定したるあり司法とは國民の意思と云ふ可き法律を執行する所なり前にも特に述べたるが如く國家の三大權力なる立法行政司法の三權は必ず分立せざる可からず此三權分立せざるときは立憲法治の基礎確立する能はざるなり故に本條よて明く司法權の分立す可きものなるを規定したるあり

第五十七條 司法權は天皇の名よ於て法律に依り裁判所之を行ふ裁判所の構成ハ法律を以て之を定む

天皇陛下は國家の大權を總攬せらるゝ事あれば司法權長は即ち天皇陛下あり故く司法權は 天皇陛下の御名よて國民の意思なる法律に從ひ裁判所よ於て之を實行するなり言を換て之を俗言せば司法權の實行とは即ち法律に反して罪を犯したるものを其法律に照して處斷するを云ふあり而て此司法權は 天皇陛下

の御名にて行ふものとして裁判所にて之を實行するあり裁判所
とい高等法院大審院控訴院裁判所等を云ふ而て大審院の法律上
の裁判を爲し控訴院以下は事實上の裁判を爲すものなり此等の
裁判所構成即ち組立の規則は裁判所構成則にて之を定めらるゝ
ものありとす

第五十八條 裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任

と

裁判官の刑法の宣告又ハ懲戒の處分に由るの外其の職を免せらる
ゝことなし

懲戒の條規は法律を以て之を定む

本條第一項は裁判官たる可き者の如何なる者なりやを規定した
る者なり而て現今の所にては司法官即ち裁判官たるには文官試

補登用規則に因り登用せられたるものとす

第二項は裁判官たるものは終身職なることを定めたるなり故に裁
判官は刑法上の罪を犯し又は官吏懲戒令に因り處分せらるゝの
外決して如何ある場合も於ても免職せらるゝとあきものなり是
れ司法權の行政權と畫然分立せしむるに最も必要ある規定あり
第三項は懲戒の條規は議會の協賛を経て規定する所の法律を
以て之を定む可きものとするあり

第五十九條 裁判の對審判決の之を公開す但し安寧秩序又は風俗を
害するの虞あるときは法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の
公開を停むることを得

本條は凡て被告人を審問し又は判決する場合には必ず之を公開
し公衆の傍聽を許す可きものとあきものとを規定したるあり併し乍ら

若し其審問事件にして安寧秩序を害する都合即ち國事犯人を審問する場合又は俗風を害する猥褻罪等を審問する場合にして法律上傍聴を禁じ可きの規定有るとき又はよしや法律は公開す可きものあるも裁判官にて必要なりと認めたるときは裁判所は決議の上にて公開を停め傍聴を禁ずるを得へし

第六十條 特別裁判所の管轄に属すべきものは別に法律を以て之を定む

特別裁判所の管轄は属す可きものとい特別犯罪の場合にして陸軍刑法又は海軍刑法等の犯罪なり而て是等は軍法會議の管轄に属す是れ特別裁判所なり此の如き場合よ於ては別段に法律を以て特別裁判所の管轄に属す可きとを定む可きを云ふあり

第六十一條 行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとする

するの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に属すべきものは司法裁判所よ於て受理するの限に在らず

行政官廳とは上は内閣より府縣郡區市町村皆な行政官廳にして立法權の規定に係る法律に従て運轉する所の大小官廳なり而て此官廳にして若し法律に反し又は法律以外臨機の處分を爲し夫が爲め人民の權利を傷害し損害を與へたる場合よ於て損害を賠償せしめ名譽を回復せんとして訴訟を起す者にして行政裁判所に出訴す可きもの即ち行政裁判の管轄に属する者は如何なる事情ありと雖とも司法裁判所よ於て受理す可きものよ非らざるあり

第六章 會計

本章の國家の經濟に關したる事柄を規定したるものよして國民に

わ尤も直接に痛痒を感じる所の法文あり

第六十二條 新に租税と課し及税率を變更するは法律を以て之を定むべし

但し報償に属する行政上の手数料及其の他の收納金は前項の限に在らず

國價を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すは帝國議會の協賛を経べし

租税を納むるは國民たる者の義務にして吾人か今日斯く安寧幸福を生活し得るは上政府ある者ありて國民を代表し之か安寧幸福を維持するものあるに因るなり故に國民たるものも必ず應分の納税を爲し以て之か報酬を爲さる可からず然れども民力又限りありて無限の負担に堪ゆ可からず故に新税を賦課し税率を

變更するは最も重大なる事柄なり故に此等の事に付ては必ず法律を以て之を定むるものとして勅令又は閣令等にては決して變更するを得ざるものとせられたるあり前にも述たるが如く勅令は陛下より直に發せられ法律は議會の協賛を経ざる可からざるものあり

併し乍ら租税外の手数料又は收納金等は法律を以てせず勅令又は閣令を規定變更せらるゝものとす

國債募集又は歳計豫算を定めたるもの、外にして國庫より負担とある可き契約即ち豫算を見込まざりし新軍艦を注文する等は必ず議會の賛成を経ざれば爲さるもの、とせられたるあり國債募集は議會の協賛を要せざるもの、如し

第六十三條 現行の租税は更し法律を以て之を改めざる限は舊し依

り之を徴收せ

現行の租税とは直接國税を總稱するものにして地租は固より酒
税煙草菓子税等皆此内に在り而て此等の諸税は爾後法律にて改
正せざる限りは從來の如く徴收す可きとを定めたるなり

第六十四條 國家の歲出歲入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を經
へし

豫算の款項は超過し又は豫算の外は生じたる支出あるときは後日
帝國議會の承諾を求むるを要す

帝國の毎歳の歲出(國の支出即ち消費)歲入(諸税其他)の國の收
入は豫め見積を立て豫算額を定め帝國議會に提出して其協賛を
經たる上にて其豫算通りに支出し收入し可き者とせられたるなり
第二項は若し本年の支出の數數十種ありしに更に一種の費途の

生し又は一千圓の見積なりしは二千五百圓を要したる等の場合
に於ては後に至り帝國議會開會の節に務必を帝國議會の許可を
求めざる可からざるなり

第六十五條 豫算は前々衆議院に提出すへし

豫算議案を提出するときは貴族院よりは前々衆議院に提出す可
きとを定めたるなり是れ豫算表の如きは直接に國民に利害を及
すとなれば斯く定められたるあり

第六十六條 皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し
將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

帝室の費用は今日の通りの定額にて毎年國庫より支出し今日の
定額にては前段議會の協賛を必要とせず將來に於て若しも増加
す可きの必要生じたるときは其増加するに付ては必ず議會の協

費を求めらるゝものなり

第六十七條 憲法上の大權に基づける既定の歳出及法律の結果より或由は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを要す

天皇陛下が憲法上の大權に基きて既定なされる所の歳出又ハ法律上の結果たる歳出又は法律上よりして政府の義務たる歳出ハ帝國議會一個の意見を以て之を廢し或は減消するを得ず之を爲さんとするよりは必ず政府の同意の上ならざるを得ざるあり

第六十八條 特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得

豫算外特別の須要に應ずる爲めハ政府ハ五年あり三年なり年限を定めて其三年あり五年あり繼續して支出する所の費用を設

け帝國議會の協賛を求むるの權あるあり

第六十九條 避くへからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生じたる必要の費用を充つる爲に豫備費を設くへし

社會は一定畫一あるものに非ず故に臨時費用を生ずるとあきには非ず且又豫算以内にて於て所置する能はず已を得ず豫算以上の費用を要するとあき非ず故に政府ハ此のときのため豫め豫備費を設け置く可きものなり

第七十條 公共の安全を保持する爲緊急の需用ある場合にて内外の情形に因り政府は帝國議會を召集すること能はざるときは勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得前項の場合にては次の會期に於て帝國議會に提出し其の承諾を求むると要す

國家の安全を維持せんか爲めに必要ある場合則ち内乱外寇等ハ

りて臨時費用を要し而て議會を召集して協賛の得るの暇なく又は其他の事情の爲め協賛を経る能はざるときは勅令に依り一時財政上必要の處分を爲すと得可きものとせり此場合於ての次期の開會に於て其議案を議會に提出して其承認を求めざる可からず

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざるときは政府は前年度の豫算を施行すべし

本條は別を講ず可きとなし

第七十二條 國家の歳出歳入の決算は會計検査院之を検査確定し政府は其の検査報告と俱之を帝國議會に提出すべし

會計検査院の組織及職權は法律を以て之を定む

決算とは實際上の支出及び收入の總勘定あり此總勘定は會計檢

査院よて一々検査し愈々確定したる上よて政府の會計検査院より差出したる検査報告書と共に議會に提出し議員に示さる可からず

第七章 補則

本章は以上數箇條の憲法を補益する所の法則を記載したるなり第七十三條 將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときは勅命を以て議案を帝國議會の議に付すべし
此の場合に於て兩議院は各其の總員三分の二以上出席するも非ざれば議事を開くことを得ず出席議員三分の二以上の多數を得るも非ざれば改正の議決を爲すことを得ず

前に述べたるが如く我憲法は 天皇陛下が欽定し賜ひし所あり併し乍ら將來此憲法の改正を必要とする場合の生じたる時は 天

皇陛下より勅命を以て改正案を議會に下付し議會の議し付せらる可きものなることを定めたるなり然るに此の如き場合よ於てわ憲法は最も重大なる上にも重大なる法典あれば是か改正を爲すよも充分の熟議を凝らさざる可からず故に通議會は總議員三分の一以上の出席にて會議を開き過半数よて決議するを得るも憲法の改正案を議する場合に限り議員三分の二以上の議員出席の上よて出席議員三分の二以上の多数よ非らざれば改正案の決議を爲す可からざるあり

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せし皇室典範を以て此の憲法の條規を變更することを得ず

皇室典範とは前にも述べたるが如く皇室の御家法とも申す可き者よして此法典の改正は別段議會の決議を必要とせざるあり是れ

皇室の御家法あれば我々よ於て評議可すき者よ非らざるに因るあり併し乍ら皇室典範の改正よは議會は關係せざるよ因り皇室典範を以て憲法の條規を變更する等の事は決して爲すを得ざるなり

第七十五條 憲法及皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを得ず

攝政とは是又前よ述べたる如く天皇を補佐して大權を行ふものなり然れども如何ある場合に於ても 天皇陛下の獨立し賜ふに至るまでは決して皇室典範及ひ憲法は攝政の時は決して之を變更するを許されざるなり何となれば此等の二法典は國家重要な法典あり然るよ主上の幼冲なる場合に於て此國家重大の法典を改正するときは如何なる不虞の失を招くも計られざるよ因るなり

り

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたるに拘らず此憲法よ矛盾せざる現行の法令は總て遵由の効力を有す

歳出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に依る

現今我國の法律制度は其名稱一定せずして或は法律と云ひ或は規則と稱し或は何れも命令と稱ふる等種々あれどもよしや如何なる名稱を用いたるよもせよ本憲法よ矛盾せざる限りは皆な帝國臣民たるものは遵奉す可きの義務あるものあり

歳出上政府の義務とは從來日本政府の名稱よて負担したる義務にして國庫より辨償し可き者なり此等の現在せる契約は議會に於て之を消滅廢棄するには必ず政府の同意を得ざる可らざるな

り

ex 841

明明
治治
廿廿
二年二年
二月二月
十五日十四日
日日出印
板刷

(正價金十二錢)

發行者兼印刷者

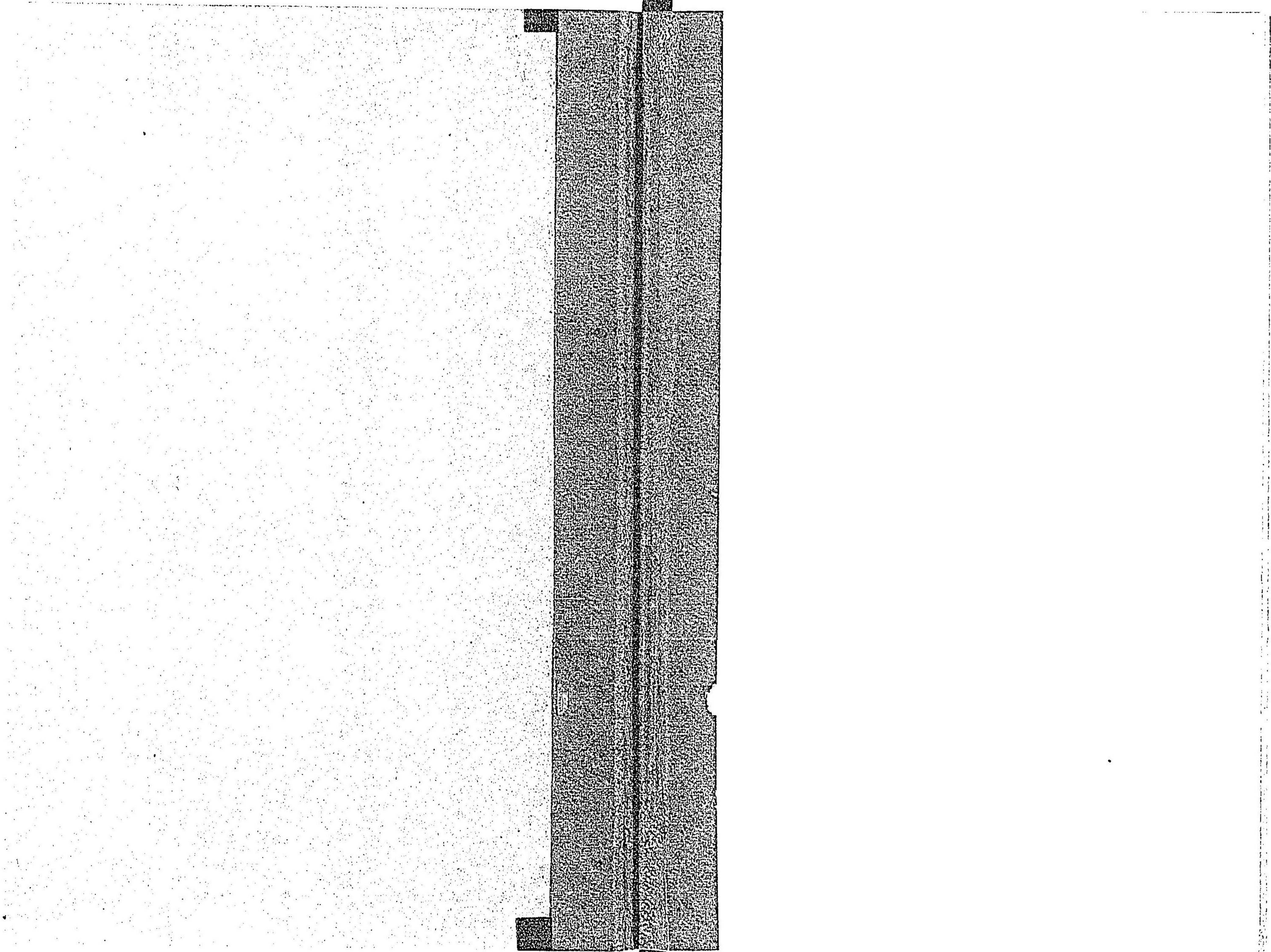
和歌山縣平民
東 畑 英 夫

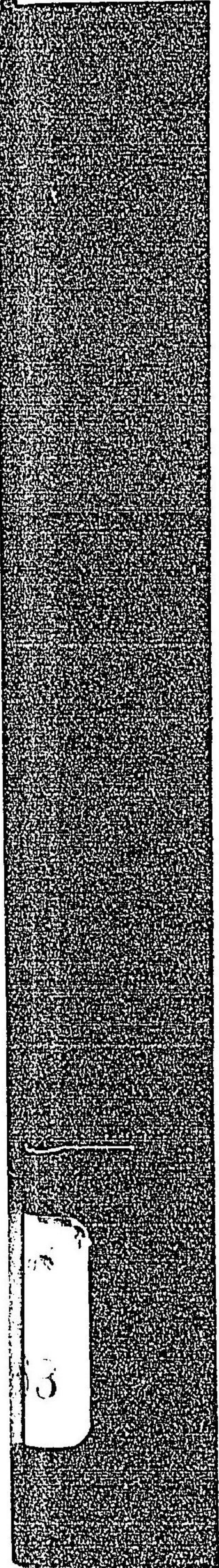
編 輯 者

和歌山縣平民
生 地 寅 之 助

發 行 所

東京神田今川小路
二丁目十四番地
文官受驗豫修學會





3